

平成29年度 市 県 民 税 国民健康保険税・介護保険料 後期高齢者医療保険料 申告について

今年の申告は、平成28年分の所得を申告していただくもので、下記に該当する方は、所得の有無にかかわらず申告をお願いします。なお、**申告書の提出が必要と思われる方(前年の情報に基づき、市が把握出来ている方)については、事前に申告書をお送りします。**

申告書の提出が無ければ、所得証明を発行できない場合があります。特に、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険加入者で軽減に該当される方は必ず申告が必要です。郵送による申告もできます。

今年から、マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号(マイナンバー)の記載が義務付けられましたので、申告する際にご準備をお願いします。

申告が必要な方

◆平成29年1月1日現在、市内に住所を有する方で、平成28年中(平成28年1月から12月)の状況が次に該当する方です。

【平成28年中に課税対象となる収入があり、「税務署へ所得税の確定申告」をする方以外】

- 事業等収入(営業・農業・不動産収入等)がある方
- 給与収入のみの方で、年末調整を受けていない方、また複数の事業所等から給与を受けた方
- 給与所得者で、勤務先から津久見市役所へ「給与支払報告書」が提出されていない方
- 医療費控除・雑損控除・社会保険料控除等を受けようとする方
- 年末調整済みの給与以外に20万円以下の所得があった方、年金収入額400万円以下でそれ以外に20万円以下の所得があった方
- 昭和27年1月1日以前に生まれた方で、公的年金のみの収入額が148万円以上400万円以下の方
- 昭和27年1月2日以降に生まれた方で、公的年金のみの収入額が98万円以上400万円以下の方

【平成28年中に課税対象となる収入のなかった方】

- 平成28年中(1～12月)に収入のなかった方(扶養を受けていた方、失業中、学生など)
- 平成28年中、非課税収入(失業保険・遺族年金・障害年金・傷病手当など)があった方
- 住民票を市内に置いて、実際は市外に居住している方
- 上記以外の方で、非課税証明または所得証明が必要な方



申告相談に必要な書類

◆右記に記載された日程で申告相談を行います。必要なものを準備してお気軽にお越しください。

- 市から送付された「申告書」、「印鑑」
- マイナンバーカード(または通知カード及び顔写真付きの本人確認書類・・・運転免許証、パスポートなど)
- 給与所得者は源泉徴収票、または事業主の証明
- 年金受給者は公的年金等の源泉徴収票
- 営業・農業・事業・不動産所得のある方は収支明細書、または帳簿書類など
- 医療費控除のある方はその領収書など ※保険などで補てんされる金額の明細書
- 社会保険料のある方はその領収書、または証明書など
- 一般の生命保険料・介護生命保険料・個人年金保険料・地震保険料のある方はその控除証明書
- 雑損控除のある方は消防署、または警察署の証明書、および保険などで補てんされた金額の明細書

医療費控除を受ける方

◆医療費控除の対象とされる医療費とは、平成28年中に支払った以下のようなものが該当します。

- 診療・治療のための診察費用、および入院費用
- 通院や入院のための交通費
- 治療または療養に必要な薬代(一般の薬局で購入したものでもよい)

◆これらの支払額のうち、保険金等で補てんされる金額は差し引きます。

◆あらかじめ、それぞれの領収書などを、医療を受けた人ごとにまとめ、計算しておいてください。

申告相談日程

提出期限：平成29年3月15日

- ◆住民税の申告相談は、1月25日から3月15日まで(土日祝祭日除く)行います。
- ◆2月6日から2月20日までは、下記会場で地区別にて申告相談を行います。
2月6日から2月9日の午前中までは、職員が地区に出向いて不在のため、大会議室(予定)で申告を受け付ける事はできません。
- ◆2月21日から3月15日までの間も、大会議室(予定)で申告相談を行います。
- ◆国民健康保険税等の納付証明については、期間中、常時会場で発行しております。

	月	日	曜日	開催地区等	会場	受付時間	
						午前	午後
申告 相談 日程	1	25	水	住 民 税 申 告 相 談	市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～15:30
		26	木				
		27	金				
		30	月				
		31	火				
	2	1	水	所 得 税 還 付 申 告(年 金 等)	市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～15:30
		2	木				
		3	金	所 得 税 還 付 申 告(年 金 等) ※譲渡所得・贈与税も受け付けます	市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～15:30
		6	月	保 戸 島	地 区 集 会 所	8:30～11:30	13:00～17:00
		7	火	赤 崎	赤 崎 公 民 館	9:30～11:00	
				鳩 浦 ・ 荒 代	鳩 浦 公 民 館	9:30～11:00	
				日 代	福 良 公 民 館		13:00～15:30
		8	水	松ヶ浦・狩床・西泊・間元・大元・高浜	狩 床 公 民 館	9:30～11:00	
				刀 自 ヶ 浦 ・ 久 保 泊 ・ 深 良 津	久 保 泊 公 民 館	9:30～11:00	
				落 ノ 浦 ・ 田 ノ 浦 ・ 摺 木	四 浦 出 張 所		13:00～14:30
		9	木	長 目	長 目 公 民 館	9:30～11:00	
				無 垢 島	市 民 ふ れ あ い 交 流 セ ン タ ー	8:30～11:00	
				西 ノ 内			13:00～16:00
		10	金	警 固 屋 ・ 青 江 ・ 川 内 ・ 畑	市役所大会議室 ※会場変更の可能性あり	9:00～11:00	13:00～16:00
		13	月	川 上 ・ 徳 浦			
		14	火	千 怒			
		15	水	宮 本 ・ 入 船			
		16	木	彦 ノ 内			
		17	金	中 田			
		20	月	岩 屋 ・ 堅 浦			

郵送で申告される方

◆申告会場に来る事が困難な方について、郵送での申告も受け付けます。

これまで、事前に申告書を送付していた方については、返信用封筒を同封していましたが、マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報保護法に基づき返信用封筒は同封しておりませんのでご了承ください。

問い合わせ先 / 【1月20日まで】 ☎82-9512(税務課直通)
【1月23日以降】 ☎82-4111(内線183・184・188)